

仕 様 書

件 名	非満水電磁流量計交換役務	仕 様 書 番 号	
		作 成 年 月 日	令和7年10月28日
		所 属	久留米駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛技官 中牟田 昇

1 実施場所 福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 下表にかかる非満水電磁流量計及び構成品等を交換する。

品 名	メーカー・型式仕様	数量	備 考
非満水電磁流量計 FC型200A	愛知時計電機(株) FC200B	1式	
ケーブル延長キット	7809-247	1個	
変換器収納箱内機器			
信号線用避雷器	TL115-1	1個	
電源用避雷器	TL313-1	1個	
パルス変換器	TA6-2HG	1個	

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及びメーカー使用により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は請負業者の責任において実施する。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後に実施する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して工事を実施する。施設等に損傷を与えた場合には、監督官に報告するとともに請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の写真は、施工前・中（各工程毎）・後、隠蔽箇所及び材料・機材等、係官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ、監督官に1部提出する。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し事故防止に留意するとともに、当駐屯地諸規則を厳守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。駐屯地側の電気及び水を使用せざるを得ない場合は、事前に監督官と協議した後、所定の手続等を実施し使用することが出来る。ただし、使用に要した費用については、請負業者の負担とする。
- (7) 本工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成のうえ、監督官の指示する場所に集積する。

4 特記事項

- (1) 請負業者は、作業工程を作成し監督官の承認を受けた後、役務を実施する。
- (2) 本役務に使用する部品等は、同等品以上とする。
- (3) 役務完了後、作動確認及び機器類の測定を実施する。